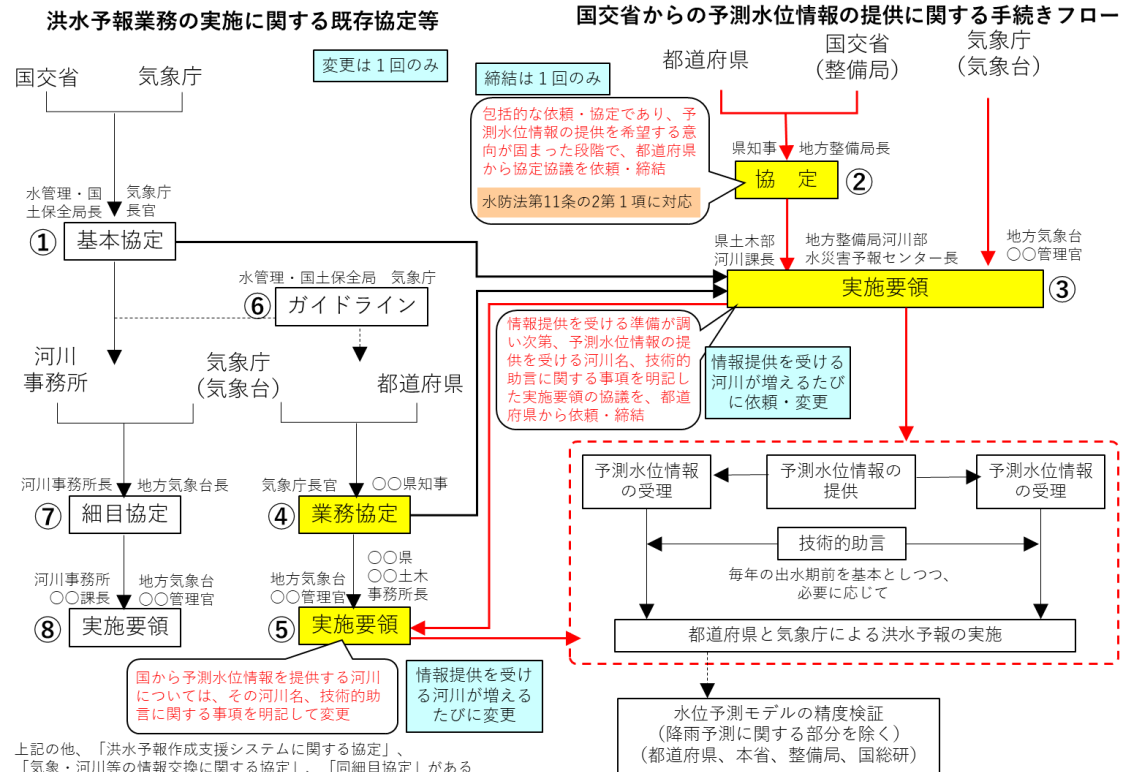


6. 地方整備局等から予測水位情報の提供を求める場合の手続き

6-1 手続きの全体フロー

地方整備局等からの予測水位情報の提供を希望する場合は、新たな手続きが発生する。洪水予報業務の実施に関する既存協定等との関係をフローにしてまとめた。

都道府県が締結すべき協定・実施要領は下図の黄着色したものである。このうち洪水予報河川の指定に関するものは④と⑤、予測水位情報の提供を求める場合にはそれらに加えて②と③が必要となる。



6－2 都道府県知事から地方整備局長等への情報提供の依頼及び両者間の協定

地方整備局等から予測水位情報の提供を希望する場合、都道府県知事より地方整備局長等へ情報提供の依頼及び両者間の協定締結が必要となる。

情報提供に関する協定は包括的なものであり、情報提供の対象とする個別河川については実施要領で定めることとしたことから、予測水位情報の提供を受ける都道府県側の準備が調うまで待つ必要はなく、予測水位情報の提供を希望する意向が固まった段階で協定締結を依頼して差し支えない。

本協定は包括的なものであるため、一度締結した後は基本的に変更しない。情報提供を受ける個別河川の増加に対しては、実施要領を更新することで対応する。

情報提供の依頼文及び協定の案として次に例示する。

〇〇地方整備局から〇〇県への予測水位情報の提供に関する協定（協議依頼）（案）

令和5年5月〇日
〇〇〇
第〇号

国土交通省 〇〇地方整備局長
〇〇 〇〇 殿

〇〇県 知事
〇〇 〇〇

〇〇地方整備局から〇〇県への予測水位情報の提供に関する協定（協議依頼）

〇〇県と気象庁が共同で実施する一級河川の洪水予報に活用するため、水防法（昭和24年法律第19号）第11条の2の規定に基づく〇〇地方整備局からの予測水位情報の提供を受けたく、別添の協定について協議を依頼する。

【別添】〇〇地方整備局から〇〇県への予測水位情報の提供に関する協定（例）

〇〇県と気象庁が共同で実施する一級河川の洪水予報に活用するため、水防法（昭和24年法律第193号）第11条の2の規定に基づく〇〇地方整備局から〇〇県への予測水位情報の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

また、本協定を円滑に運用するため、〇〇県、〇〇地方整備局及び〇〇地方气象台との間で「実施要領」を別に定める。

1. 〇〇地方整備局からの予測水位情報の提供

〇〇県からの依頼を受け、〇〇地方整備局は、〇〇県と気象庁が共同で実施する一級河川の洪水予報に活用するため、〇〇県に対し本川と支川とを一体で予測した水位情報を提供する。

2. 〇〇地方整備局からの予測モデルの特性等の説明

〇〇地方整備局は、〇〇県からの求めに応じて、〇〇県に対し予測モデルの特性等について説明するものとする。予測水位情報の提供についての実施要領の協議依頼を受けた際及び毎年出水期前に〇〇地方整備局が説明を実施することを基本とするが、必要に応じて〇〇県は説明を求めることができるものとする。

3. 予測水位情報の提供を受ける河川

予測水位情報の提供を受ける河川、その区間及び代表地点並びにデータ形式及び通知方法等については、実施要領において定める。

4. 〇〇県による予測水位情報の活用

前述の〇〇地方整備局からの予測モデルの特性等についての説明も踏まえ、〇〇県は〇〇地方整備局から提供される予測水位情報を〇〇県と気象庁が共同で実施する洪水予報に活用し、洪水予報の高度化をはかる。

また、〇〇県は、住民の的確な避難行動を早期に促すため、洪水予報に基づく避難情報が市町村から確実に迅速に発令されるとともに、住民にとって理解しやすい内容となるよう、県内の市町村と緊密に連携した防災体制を構築する。

令和 年 月 日

〇〇県知事

〇〇〇〇

国土交通省〇〇地方整備局長

〇〇〇〇

6-3 予測水位情報の提供に関する実施要領

地方整備局等から予測水位情報の提供を希望する場合、都道府県知事と地方整備局長等との間での協定を締結した後、都道府県が管内洪水予報河川を対象とした予測水位情報の提供を受ける準備が調った段階で、対象河川名、技術的助言に関する事項等を明記した実施要領の協議を、都道府県から地方整備局等、地方気象台等に依し、3者で締結する。

都道府県は情報提供の協定を根拠とし、地方気象台等は「水防法及び気象業務法に基づき実施する洪水予報業務等についての基本協定（令和5年5月31日）」を根拠とし、地方整備局等は情報提供の協定・基本協定の双方を根拠として、この実施要領の締結主体となる。

既に洪水予報河川に指定されている河川において情報提供を求める場合は、この実施要領を締結した後、洪水予報に関する実施要領を変更することとなる（前掲フローでは③→⑤）。⑤の実施要領を変更する際は、それまでの都道府県による洪水予測モデルから変更となることから、地方整備局等による予測モデルの全般的な説明や再現性確認の結果に関する説明を踏まえることとする。

一方で、新たに洪水予報河川に指定するのと同時に情報提供も求めようとする場合は、この実施要領と洪水予報に関する業務協定及び実施要領を同時並行で締結手続きを進めてもよい。前掲フローでは、③と④・⑤の依頼を同時に出す。このことにより、④・⑤の業務協定及び実施要領を締結する際には、協議時都道府県と地方気象台等で確認している「洪水予測モデルの過去洪水の再現性」については（協議資料作成例第9項）、地方整備局等で既に再現性を確認しているため、その結果を用いることができる。なお、地方整備局等による再現性確認の結果については、予測モデルの全般的な説明とあわせて事前に都道府県及び地方気象台等向けに説明することとしている。これも踏まえて、④・⑤の業務協定及び実施要領の協議を実施する。④の業務協定を結び洪水予報河川の告示が完了次第、③・⑤の実施要領を締結することとなる。

実施要領案として次に例示する。この実施要領は、情報提供を受ける河川が増加するたびに更新することとなる。

〇〇地方整備局から〇〇県及び〇〇地方気象台への予測水位情報の提供に関する実施要領
(協議依頼)

令和 5 年〇月〇日

〇〇〇

第〇号

国土交通省 〇〇地方整備局
河川部 水災害予報センター長
〇〇 〇〇 殿

気象庁 〇〇地方気象台
〇〇管理官
〇〇 〇〇 殿

〇〇県 土木部 河川課長
〇〇 〇〇

〇〇地方整備局から〇〇県及び〇〇地方気象台への予測水位情報の提供に関する実施
要領
(協議依頼)

〇〇県と気象庁が共同で実施する一級河川の洪水予報に活用するため、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 11 条の 2 の規定に基づき、〇〇地方整備局からの予測水位情報の提供を新たに受けたく、別添の実施要領について協議を依頼する。

新たに情報提供を受けたい河川・対象区間については、下記の通りである。

記

水系名	河川名	対 象 区 間
〇〇川水系	〇〇川	左岸：〇〇郡〇〇町大字〇〇 〇〇〇番地の〇地先から〇地先まで 右岸：××郡××町大字×× ××番の××地先から××地先まで

**【別添】〇〇地方整備局から〇〇県及び〇〇地方気象台への予測水位情報の提供に関する
実施要領（例）**

〇〇県土木部、〇〇地方整備局河川部及び〇〇地方気象台は、「●●地方整備局から●●県への予測水位情報の提供に関する協定（令和〇年〇月〇日）」及び「水防法及び気象業務法に基づき実施する洪水予報業務等の基本協定（令和5年5月31日）」に基づき、〇〇地方整備局河川部からの予測水位情報の提供に関して、次のとおり実施要領を定める。

〇〇川水系〇〇川

1. 水位等の予測水位情報の提供を受ける河川の区間及び代表地点

〇〇県土木部及び〇〇地方気象台が〇〇地方整備局河川部から予測水位情報の提供を受ける河川、その区間及び代表地点は、付表1及び付図1のとおりとする。

2. 〇〇地方整備局による技術的助言

〇〇地方整備局河川部は、〇〇県土木部又は〇〇地方気象台からの求めに応じて、それぞれに対し予測モデルの特性等について説明するものとする。毎年の出水期前に〇〇地方整備局が両者に対して説明を実施することを基本とするが、必要に応じて〇〇県土木部又は〇〇地方気象台は説明を求めることができるものとする。

3. 洪水予報への予測水位情報の活用

〇〇地方整備局河川部が提供した予測水位情報及び〇〇地方整備局河川部による予測モデルの特性等に関する説明を活用して、〇〇県土木部及び〇〇地方気象台は洪水予報を行うものとする。

4. 予測水位情報の提供・受け取りを行う際の連絡

予測水位情報の提供・受け取りに関する連絡責任者は、〇〇県土木部においては〇〇課長、〇〇地方整備局河川部においては水災害予報センター長、〇〇地方気象台においては〇〇管理官とする。

データの通信方法については、〇〇県と〇〇地方整備局との間にオンラインで接続された情報処理システム、〇〇地方整備局と〇〇地方気象台との間にオンラインで接続された情報処理システム（以下、両者をあわせて「情報システム」という。）によるものを基本とする。ただし、情報システムの障害時等においては、付図2に番号を示した電子メール・電話・FAXによるものとする。電子メールのサイズの上限は〇〇MBまでとする。

5. その他

- （1）情報提供・活用を円滑に実施するため、双方で定期的にデータ通信の試験を行うものとする。
- （2）本要領の内容を変更する必要が生じた場合、又は本要領の定めていない事項についていずれかから申し入れがあった場合には、速やかに協議する。

令和 年 月 日
〇〇県 土木部 河川課長 〇〇〇〇

〇〇地方整備局 河川部 水災害予報センター長 〇〇〇〇

〇〇地方気象台〇〇管理官 〇〇〇〇

付表１ 情報システムにより提供される予測水位情報

(１) 予測水位情報の提供を受ける河川・区間

水系名	河川名	対 象 区 間
〇〇川水系	〇〇川	左岸：〇〇郡〇〇町大字〇〇 〇〇〇番地の〇地先から〇地先まで 右岸：××郡××町大字×× ××番の××地先から××地先まで

(２) 予測水位情報の提供を受ける代表地点

河川名	地点名	位 置 (緯度経度)	所在地
〇〇川	〇〇	北緯〇〇 東経〇〇	〇〇郡〇〇町大字〇〇地先

付表２ 連絡先

〇〇県〇〇土木部〇〇課

××@pref.××.lg.jp Tel. 03-1234-5678 Fax. 03-1234-5678

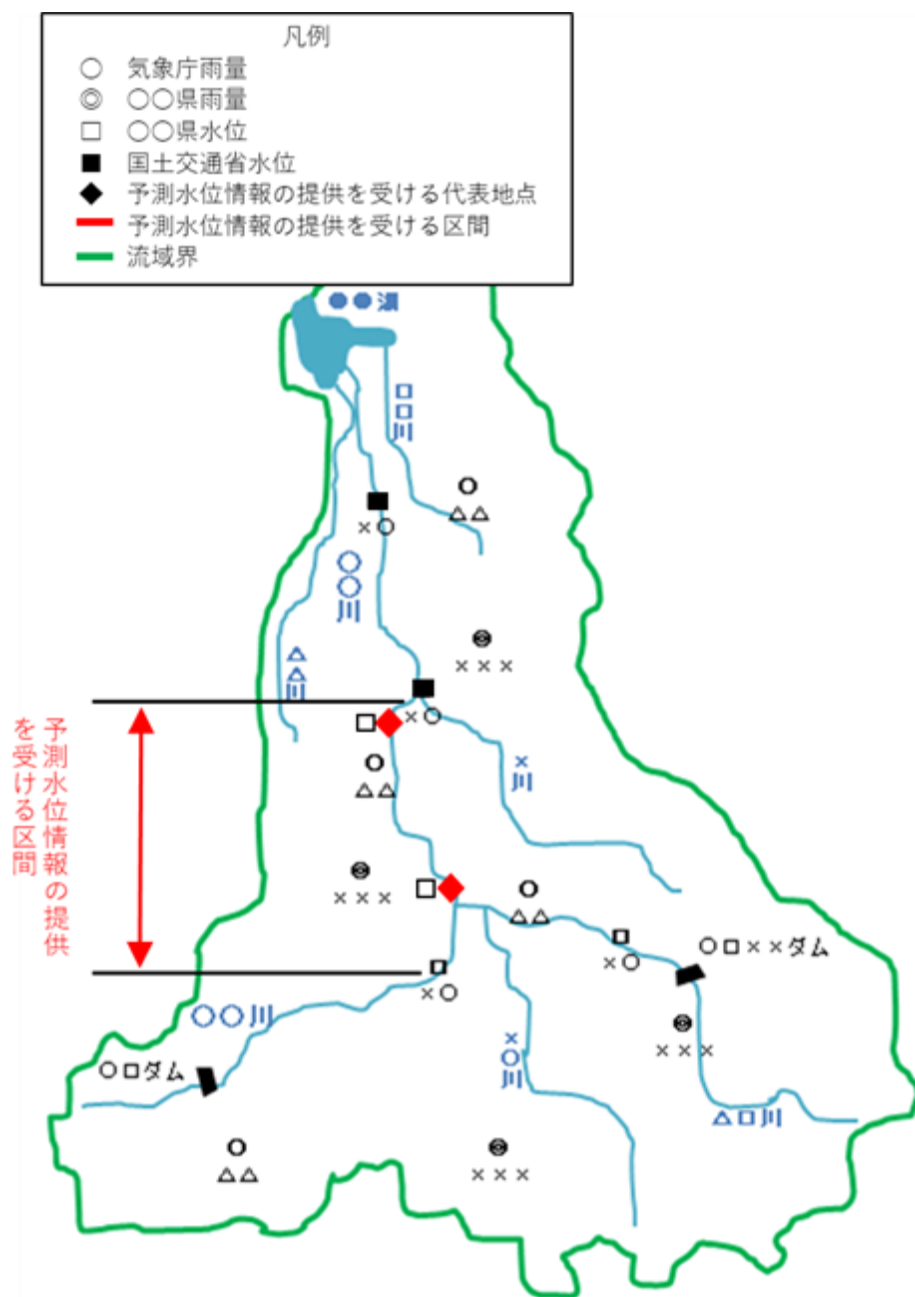
〇〇地方整備局河川部水災害予報センター

××@mlit.go.jp Tel. 03-1234-5678 Fax. 03-1234-5678

〇〇地方气象台

××@met.kishou.go.jp Tel. 03-1234-5678 Fax. 03-1234-5678

付図1 ○○地方整備局から予測水位情報の提供を受ける河川・区間及び代表地点の位置図



6－4 河川水位等の情報交換に関する協定・細目協定

都道府県と地方整備局等では、それぞれが管理する河川水位等の情報交換に関する協定及び細目協定を結んでいる。

地方整備局等からの予測水位情報の提供を受ける場合には、実況水位だけではなく予測水位についても情報交換の対象となるよう、必要に応じて協定・細目協定の内容を更新する必要がある。

6－5 予測水位情報の活用方法

地方整備局等から予測水位情報の提供を受ける場合、次の3つの活用方法がある。

- ①「市町村向け川の防災情報」における「データ閲覧」
- ②「支援システム」における「洪水予報文の自動作成」
- ③都道府県の管理する洪水予測システムにおける入力値とするための「データ配信」

水防法・気象業務法に基づく協定・実施要領の締結後は、以下の方法により国の予測情報の活用が可能である。

①の「データ閲覧」は、「市町村向け川の防災情報」に予測水位情報を表示するという活用方法である。

②の「洪水予報文の自動作成」は、予測水位情報を「支援システム」に送信し洪水予報文を自動で作成するという活用方法である。なお、予報文は自動作成後に手入力による任意の加工・修正が可能である。ただし、この制度を活用する場合は、地方整備局等からの予測水位情報を用いるのか、都道府県の予測を用いるのかについて、洪水予報区間毎に事前に選択が必要となる。

③の「データ配信」は、都道府県の管理する洪水予測システムに予測水位情報を配信し、入力値として活用する方法である。既に都道府県において洪水予報を出しており、そのシステムに情報を一元化したいという意向がある場合等に有効な活用方法である。この活用方法では、国が管理するシステムと都道府県等が管理するシステムの双方を改修する必要があり、その改修内容は都道府県毎に異なる。システム改修が終わり次第、活用可能となる。

上記についてまとめた表を示す。

各システムの概要と適用条件等

		① 市町村向け 川の防災情報	② 洪水予警報等 作成システム	③ 都道府県の管理する 洪水予測システム
概要	できること	水防法に基づき、 国の予測情報を閲覧 できる	水防法に基づき、国の予測水位に基づいた 洪水予報文を自動作成 できる（自動作成後に手入力による 任意の加工・修正が可能 ）	水防法に基づき、都道府県のシステムにおける 予測計算のための入力値として活用 するため、国の予測水位を都道府県システムに自動配信する
	都道府県から市町村への情報提供	可	洪水予報として通知	洪水予報として通知
適用条件	国による「本川・支川一体の洪水予測モデル」の構築※ ¹	必要	必要	必要
	都道府県による洪水予報河川への指定※ ²	必要	必要	必要
	情報提供に関する協定・実施要領の締結	必要	必要	必要
	都道府県によるシステム改修	不要	不要	都道府県ごとに、国のシステム、都道府県のシステム双方の改修が必要
	その他手続き		国の予測水位を用いるか、都道府県の予測水位を用いるかについて、 洪水予報区間毎に事前に選択が必要	

